

## 障害者である職員の任免状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条第2項の規定に基づき障害者である職員の任免状況について以下の通り公表します。

障害者である職員の任免状況（令和8年6月1日現在）

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 ※1	障害者の数※2	実雇用率	法定雇用率	不足数（法定雇用障害者数を達成するために、採用しなければならない障害者の数）※3
1119人	30.5人	2.73%	2.80%	0.5人

※1 職員の総数から障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第1に掲げる除外職員の数を除いた職員数です。なお、法令上、短時間勤務職員は1人を0.5人に相当するものとして数えます。

※2 法令上、重度身体障害者である職員及び重度知的障害者である職員は1人を2人に相当するものとして数え、重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員及び重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして数えます。

※3 障害者の数を職員の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から控除した数であるため、実雇用率が法定雇用率を下回っていても不足数が0人となることがあります。

※ 障害者の種類・程度の区分ごとの人数は、特定の者が障害者であることや、障害の程度等が推認される恐れがあるため非公表とします。